

調査報告書

平成 24 年 5 月 29 日

工学部都市基盤工学科の一級建築士受験資格認定に関する調査委員会

調査報告書目次

1	調査委員会の設置について	1
2	調査の目的	1
3	調査の方法・範囲	1
4	これまでの経過	2
5	本調査の結果確認した事実	4
	会議資料及びヒアリング等から確認した事実経過	
6	調査委員会の見解	6
	(1) 「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」(平成15年4月改訂)にかかると対応について	
	(2) 履修要覧等への記載について	
	(3) 国土交通省への本大学の対応について	
	(4) 総括	
7	再発防止策について	8
	(1) 「資格取得可能一覧」に表示されている資格及び対応科目等の再検証	
	(2) 履修要覧の表記方法の検討及び統一化	

1 調査委員会の設置について

平成 17 年度から平成 19 年度に入学した本学工学部「都市基盤工学科」の卒業生の中に、卒業後の所定の実務経験（2 年）だけでは一級建築士の受験資格を取得できない者が出てきていることが判明した。

当時の履修要覧等において、卒業後に所定の実務経験（2 年）があれば一級建築士の受験資格が得られる学科と記載していたが、カリキュラムが「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」（平成 15 年 4 月改訂）の要件である、建物に関する設計製図を欠いていたことによるものである。

本学としては、早急に原因の分析と再発防止策の策定を行い、一刻も早い信頼回復に努めることとし、本事案が卒業生・在学生及び関係先に与えた影響の大きさに鑑み、学長の指示に基づき、全学的な調査委員会として、平成 24 年 3 月 7 日に「工学部都市基盤工学科の一級建築士受験資格認定に関する調査委員会」を設置した。

2 調査の目的

以上の経過に鑑み、本委員会の調査目的は、この間の①事実の確認、②原因の分析、および③再発防止策の提言、とする。

また、本委員会は、本学関係部署に対して、速やかに本件により影響を受ける卒業生を特定し、最善の対策を図るため、関係省庁との調整を行うのはもちろんのこと、できる限り該当者の負担軽減策を講じることを申し入れることとする。

3 調査の方法・範囲

本委員会は「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」が改訂された平成 15 年 4 月当時から、本件について卒業生・在学生に事情説明を行った平成 24 年 3 月までの間の、学科での会議資料及び議事録、国土交通省との交渉記録、履修要覧、関係諸規定等を検証分析するとともに、当時の学科主任、国土交通省との窓口担当等の教員にヒアリングを行った。

4 これまでの経過

- 平成 15 年 4 月
国土交通省が「1 級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」を改訂

- 平成 17 年 4 月 1 日
本学工学部「土木工学科」から「都市基盤工学科」へ名称変更

- 平成 23 年 6 月 23 日
国土交通省より本学都市基盤工学科宛以下のような電話があった。
「都市基盤工学科のカリキュラムでは、建物に関する設計製図の単位取得ができないため「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」（平成 15 年 4 月改訂）を満たしていない。そのため、卒業後の所定の実務経験（2 年）だけでは一級建築士の受験資格を取得できない。」

- 平成 24 年 1 月 13 日
都市基盤工学科から在学生及び卒業生へ文書で履修要覧変更等の状況説明を行った。

- 平成 24 年 2 月 7 日
本学理事長へ工学研究科副研究科長及び担当教授より本事案について報告があり、理事長は以下の内容を指示した。
「早急に国土交通省に対し、都市基盤工学科の卒業生、在校生が「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」を満たすために、追加履修で単位を取得することで、救済措置を取っていただけるように要請すること」

- 平成 24 年 2 月 21 日
本学理事長は工学研究科長・同副研究科長及び担当教授より 2 月 7 日以降の国土交通省との折衝状況について以下の報告を受けた。
「在校生については、「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」の要件である建物に関する設計製図の単位を集中講義方式で取得すれば個別認定の可能性はある。しかし卒業生については、卒業までに同様の科目を単位取得しているかがポイントとなるため、科目等履修やコース編入等では受験資格は認められないとの回答を受けたが、2 月 20 日に再度国土交通省に説明に行き対応をお願いした。21 日夕刻には返事を頂けることになっている。」

- 平成 24 年 2 月 23 日
本学理事長は工学研究科長・同副研究科長及び担当教授より国土交通省の返事に関して以下の報告を受けた。
「国土交通省の結論として、卒業生については、科目等履修やコース編入等の追加履修で必要科目である建物に関する設計製図の単位を取得しても、受験資格は認められないとの回答であった。」
報告を受け、理事長は、「本学として、受験資格が認められない卒業生への相談窓口設置等できる限りのサポートを行うこと、また早急に原因の分析と再発防止策の策定を行い、一刻も早い信頼回復に努めるため、全学的な調査委員会を立ち上げること、さらに本事案の経過について対外的に速やかに公表すること」を指示した。

- 平成 24 年 3 月 5 日～8 日、3 月 13 日～16 日
工学部「都市基盤工学科」在学学生に対し「建築物の設計製図」に関する集中講義を実施

- 平成 24 年 3 月 7 日
副学長を委員長とする「工学部都市基盤工学科の一級建築士受験資格認定に関する調査委員会」を設置

- 平成 24 年 3 月 13 日
プレス会見（副学長、工学研究科長、都市基盤工科学科科主任）

- 平成 24 年 3 月中旬～5 月中旬
文部科学省を通じて再三にわたり国土交通省へ卒業生の対応について再検討を要請した。

- 平成 24 年 5 月 11 日
国土交通省より本学工学部「都市基盤工学科」の卒業生について、不足している科目（設計製図）の科目等履修を行った者には受験資格を認め、実務経験期間も卒業時点から参入できることを認めるとの通知を受けた。

- 平成 24 年 5 月 26 日、27 日、6 月 2 日、3 日、9 日、10 日
工学部「都市基盤工学科」卒業生を対象とした集中講義開催を決定した。
(1 日 5 コマ×6 日間=30 コマ)

5 本調査の結果確認した事実

会議資料及びヒアリング等から確認した事実

「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」が改訂された平成15年4月当時からの事実を学科での会議資料及び議事録、国土交通省との交渉記録等を参考に「経過」として整理した。

作成した経過を基として調査委員会が関係者にヒアリングを行い確認した事実は以下のとおりである。

(1) 平成15年に「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」が改訂された当時、国土交通省から運用基準に対応するようカリキュラム変更の指示もなく、学科会議では学科名称変更が優先事項であり、運用基準の対応策は不要と考えていた。

(2) 平成15年10月21日に学科名称変更を決定したが、土木工学科として平成16年4月1日よりJABEE認定を受けたこともあり、カリキュラムを変更して認定を取り消される危惧もあったので、学科会議ではカリキュラムを変更する議論は全くなかった。

(3) 平成16年4月1日当時、学科内で学科名称変更に向けカリキュラムの見直しを考えたいと提案があったが、自由選択科目を時代状況に即してアレンジしたいとの提案であり改訂版運用基準に対するものではなかった。

(4) 平成16年12月16日に「土木工学科」学科会議において、平成17年度履修要覧の内容が承認された

(5) 平成17年3月29日、国土交通省へ学科名称変更手続きの確認をした際に、学科として初めて一級建築士受験資格申請が必要であると認識した。

カリキュラムについても、改めて新認定基準に適合する必要がある「土木工学科」時よりも認定条件が厳しくなるとの指導を受けたことが、平成17年4月1日の学科会議で報告された。

国土交通省からの構造力学、実験又は測量実習、設計製図の科目が必修になるとの指導に対しては、これらに対応する科目として測量製図以外は選択必修であるが事実上必修であり、設計製図の科目も鋼構造設計演習で対応できると判断してカリキュラムを変更することなく申請する方針を決定した。

平成17年度履修要覧では、申請手続きが行われていないにもかかわらず、一級建築士受験資格が取得できる旨を記載していたが、この記載内容や表記方法のチェックは行っていなかった。

- (6) 平成17年9月に国土交通省へ申請手続きの確認を行った際に、順番に対応していくと言われたこと、構造力学担当教授が死亡した後任の人選、新法の情報収集、工学部の学科再編の対応に迫われ、平成20年9月に再度申請概要を確認するまでの約3年間は、国土交通省への働きかけや問い合わせは行わなかった。
- (7) 平成21年2月に国土交通省へ申請について相談したところ、平成22年5月か6月頃の中央審議会で審議したいので事前確認のため書類送付を行うように指示され、平成22年4月に申請書類一式を送付している。
- (8) 平成22年12月国土交通省に電話にて対応状況を確認するが、優先順位をつけて対応中である旨の回答を受ける。
- (9) 平成23年6月14日国土交通省に電話にて対応状況を確認するが、折り返し連絡するとのこと。
- (10) 平成23年6月23日国土交通省から電話にて返事有り。
「都市基盤工学科」カリキュラムでは運用基準を満たしていないとの指摘を受ける。以降、学科内で在学生・卒業生の救済策の協議、他大学事例ホームページ調査、周知文案作成、卒業生の住所、進路の把握などを行った結果、約6か月を経過した。平成24年1月13日に卒業生・在校生への周知を行った。

6 調査委員会の見解

本委員会の調査の結果、判明した事実より、本件についての主な発生要因毎に分析を行った。

(1) 「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」(平成15年4月改訂版)にかかるとの対応について

「一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準」(平成15年4月改訂版)については、カリキュラムの変更が必要とされているにもかかわらず、平成16年度「土木工学科」は従前どおり1級建築士の受験資格を得られる学科としていた。

平成17年3月29日に国土交通省へ確認した際に、学科として初めて学科名称変更に伴う1級建築士受験資格の認定申請手続きは必要と認識した。

その際に、改めて運用基準に適合する必要がある、「土木工学科」時より認定条件が厳しくなる旨が伝えられている。

当時、一級建築士の受験資格の学科認定に係るカリキュラムについて学科会議で検討しているが、国土交通省からの構造力学、実験又は測量実習、設計製図の科目が必修になるとの指導に対しては、これらに対応する科目として測量製図以外は選択必修であるが事実上必修であり、設計製図の科目も鋼構造設計演習で対応できると判断してカリキュラムを変更することなく申請する方針を決定した。

この決定が今回の問題を引き起こしたことの最大の要因であると考えられる。カリキュラム内容について、国土交通省に確認すべきであった。

また、国土交通省との間で認定申請時期について齟齬があったものの、結果的に第一期卒業生が出るまでに認定を受けられなかったことについては、当該学科の対応は不十分であった。

(2) 履修要覧への記載について

平成16年12月16日に平成17年度版の履修要覧の方針が了承されたが、当時は学科名称のみの変更でありカリキュラムに変更がなかったため、新たな1級建築士受験資格の認定の申請手続きは不要と考えていた。

そのため、履修要覧「認定資格」に関する記載内容について意見や提案が行われることはなかった。

しかし、平成17年3月29日の国土交通省からの連絡により学科名称変更に伴い認定申請の手続きの必要性を認識していた。

「都市基盤工学科」として改めて正式に1級建築士受験資格が認定

されていなかったにもかかわらず、履修要覧において認定されているかのような記載になっているのを見逃したことは、履修要覧の重要性についての認識が欠けていたと言える。

(3) 国土交通省への本大学の対応について

当該学科と国土交通省との間では平成15年4月の運用基準改定の通知を受けてから平成17年3月に名称変更を行うに際しての一級建築士受験資格申請の必要性についての確認（平成21年3月までに完了すれば良いとの回答あり）までの2年間、また平成17年3月から平成20年9月の申請期限に関する問い合わせ（申請時期については国土交通省から連絡するとの回答）までの3年間など、空白期間が多く見受けられる。

この間に学生への影響も考慮し、国土交通省と繰り返し連絡を取るなど、対応を行っていれば、本件を未然に防ぐことができた可能性も否定できない。

(4) 総括

分析の結果、全体的に本学における安易な判断と対応の遅さ及び配慮の欠如が今回の事案を招いたと考えられる。そのすべてが、人為的なものであり、チェック体制の整備などで防ぐことのできたものであった。

また、関係省庁との対応については、常に緊密性を図ることが重要であると考えられる。

7 再発防止策について

本学では、今回の件を重く受け止め、卒業生・在校生にかかる負担を考慮したうえで最善の対策を行っていくこととし、関係省庁との調整を行ってきたところである。

結果的には、この間の文部科学省高等教育局大学振興課の多大なるご尽力と、国土交通省の特段の配慮により、在学生・卒業生ともに追加履修で救済されることになったが、本事案を招いた責任は非常に重く、また調査を通じて全体的に言えることであるが、教育というものが学生の未来のみならず広く社会に大きな影響を与えるということについて、改めて、厳しく認識しなければならない。

調査委員会では最後に、発生原因の分析の結果、本事案の最も大きな原因を①当該組織の安易な判断、②履修要覧等の案内冊子に関する表記内容確認の不徹底、③関係省庁との密な連携体制の欠如、であったと考へ、次のような再発防止策を提言したい。

(1) 資格及び対応科目等の再確認及び取扱い責任者の明確化

現在、各学部・学科の資格取得可能一覧に記載している資格について、思い込みによる判断を厳に避け再度細部にわたりカリキュラムや対応科目の確認を行ったうえで、対応の必要な部分については関係省庁との調整を早急に行うこと。またその判断については、厳重にチェック機能が働くよう、研究科長等を最終的な取扱い責任者として明確にしたうえで、確認を行い、その結果について平成 24 年度中に取りまとめること。

(2) 履修要覧等の表記方法の検討及び統一化

履修要覧等の案内冊子やホームページでの資格等の表記方法については、各学部・学科により判断してきたところであるが、全学的に記載の考え方や表記方法の標準化を図り、その結果について平成 24 年度中に取りまとめること。